

乾燥野菜くず資源化事業に係る連携協定書

千葉市（以下「甲」という。）、株式会社イトーヨーカ堂（以下「乙」という。）、みどり産業株式会社（以下「丙」という。）及びトムラ・ジャパン株式会社（以下「丁」という。）は、乾燥野菜くず資源化事業（内容は添付別紙のとおり。以下「本事業」という。）の実施に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙及び丁の緊密な連携と協力により、それぞれの資源や機能等の活用を図り、千葉市民に対して乾燥野菜くずを資源化する機会を提供するとともに、千葉市における生ごみの資源化を促進し、環境負荷の少ない脱炭素社会及び循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

（連携協力の内容）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携協力をする。

- （1） 乾燥野菜くずの回収、運搬、堆肥化に関すること。
 - （2） 乾燥野菜くずの回収におけるインセンティブ付与に関すること。
 - （3） 乾燥野菜くずの回収を促進するための広報啓発に関すること。
 - （4） その他本事業の推進に関して、甲、乙、丙及び丁で合意した事項に関すること。
- 2 前条の連携協力の具体的な内容、各当事者の役割その他の詳細については、当事者間で別途書面により合意するものとする。

（協議及び報告）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、第1条の目的達成に向けた連絡事項に関する協議及び報告を行う。

（実績報告）

第4条 丙は、本事業により回収した乾燥野菜くずの重量を甲に報告するものとする。

（責務）

第5条 本事業の利用者による禁忌物の投入等の問題が発生した場合は、甲の責任のもと乙、丙及び丁の協力を得て、誠意をもって問題解決を図るものとする。

（守秘義務）

第6条 甲、乙、丙及び丁は、本協定に基づく連携協力にあたり、知り得た当事者の秘密を、当該他の当事者の事前の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、漏洩してはならない。

（本協定の変更）

第7条 甲、乙、丙又は丁から、本協定の内容について変更の申し出があった場合、その都度協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

（本協定の有効期間及び更新）

第8条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和7年3月31日までとする。但し、本協定の有効期間が満了する日の30日前までに甲、乙、丙又は丁から書面による特段の申し出がないときは、本協定の有効期間は1年間延長されるものとし、以降同様とする。

2 甲、乙、丙又は丁は、前項の定めに関わらず、30日前までに書面をもって通知することにより、いつでも本協定を解除することができる。

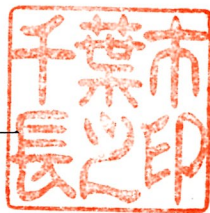
（その他）

第9条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲、乙、丙及び丁が協議してこれを定めることとする。

本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲乙丙丁記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 7年 1月23日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 神谷 俊



乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社イトーヨーカ堂
代表取締役社長 山本 哲也



丙 千葉縣市原市五井9093番地3
みどり産業株式会社
代表取締役社長 津根 頼行



丁 東京都中央区八丁堀4丁目8番2号
トムラ・ジャパン株式会社
代表取締役 社長 ソニー ソーダーバーク

